

令和6年度地域脱炭素化支援事業委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨・目的

本事業は、本県が作成した「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」や「とちぎ脱炭素先行地域創出プロジェクトアクションプラン（令和5年3月28日）」を踏まえて、県内市町による地域脱炭素の取組についての検討を支援することで、地域における脱炭素化を促すとともに、それらのノウハウ等を蓄積することにより、県全体に脱炭素ドミノの展開を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

令和6年度地域脱炭素化支援事業

(2) 業務内容

別添「令和6年度地域脱炭素化支援事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和7（2025）年3月27日（木）まで

(4) 委託契約金額の上限

19,072,323円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルへの参加資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 栃木県競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30条）第2条第1号又は同条第4

号の規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザルの手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表・配付	令和6（2024）年4月26日（金）～5月14日（火）
イ 質問の受付期限	令和6（2024）年5月9日（木）正午必着
ウ 参加表明書の提出期限	令和6（2024）年5月14日（火）17時必着
エ 企画提案書の提出期限	令和6（2024）年5月24日（金）17時必着
オ ヒアリング	令和6（2024）年5月28日（火）頃
カ 審査結果の通知・公表	令和6（2024）年5月30日（木）頃

(2) 実施要領等の公表・配付

実施要領等は、栃木県ホームページで公表するほか、下記にて配付する。

なお、企画提案書の作成に必要な仕様書4（1）に記載の対象市町の情報については、参加表明書の提出後に提供する。

【配付】

場 所：栃木県環境森林部気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室

時 間：土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時を除く。）

住 所：〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

電 話：028-623-3186

FAX：028-623-3259

メール：kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

(3) 質問及び回答

本プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式1）により提出すること。

ア 受付期間：令和6（2024）年4月26日（金）～5月9日（木）正午必着

イ 提出場所：4（2）のとおり

ウ 提出方法：持参、郵送、FAX 又は電子メールによる。

持参以外の場合は、到着確認のため、電話連絡すること。

エ 回 答：回答は、質問を受理した日から3日（休日を含まない）以内に、質問者に対して行うとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、質問回答集としてまとめ、県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式2）及び確認書（様式3）を作成し、提出すること。

ア 提出期限：令和6（2024）年5月14日（火）17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：4（2）のとおり

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

持参による提出の受付時間は、土日・祝日を除く平日の午前9時～午後5時まで（正午から午後1時は除く。）とする。

（5）企画提案書の内容及び提出

仕様書に基づき、以下のとおり企画提案書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

ア 企画提案書

（ア） 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

なお、5（2）のヒアリングにおいて、当該企画提案書を用いることから、横型、横書きを推奨する。

（イ） 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

・ 企画提案内容

仕様書「4 業務内容」の項目毎に企画内容を提案すること。

仕様書4（1）に記載の各対象市町の具体的な取組案の想定を企画内容に盛り込むこと。

その他本業務の目的を達成するために有効な手段や方法があれば、独自に提案すること。

・ スケジュール

・ 業務遂行体制

・ 類似業務の実績

・ 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を明記）

（ウ） 企画提案書は1者1提案とする。

（エ） 企画提案書の提出部数は、8部（正本1部、副本7部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本は無記名とし、社名が類推できないように作成すること。

（オ） 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は作業項目ごとに区別するとともに、企画提案書の見積額と整合させること。

イ 提出期限：令和6（2024）年5月24日（金）17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所：4（2）のとおり

エ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

持参による提出の受付時間は、土日・祝日を除く平日の午前9時～午後5時まで（正午から午後1時は除く。）とする。

（6）企画提案書等の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象（個人情報を除く）となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 提出された企画提案書等は、返却しない。また、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

5 審査選定方法

（1）審査方法

県が設置する審査会において、提案内容に対するヒアリングを実施した上で、審査基準に基づき総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められるものを契約の相手方候補として選定する。

ただし、審査結果如何によっては、いずれの参加者も契約の相手方候補として選定しないことがある。

また、参加者が1者のみであった場合は、総合的に評価して契約の相手方候補としての適否を判断する。前記に関わらず平均点が60点未満の場合には、契約の相手方として選定しない。

（2）ヒアリング

ア 開催日：令和6（2024）年5月28日（火）頃

イ 開催方法：オンライン（Zoom等）

ウ ヒアリングの所要時間：1参加者当たり30分の予定（説明15分、質疑15分）

エ その他

- ・ ヒアリング開始時間は、後日、通知する。
なお、ヒアリングの順番は、事務局において厳正な抽選を行い決定する。
- ・ ヒアリングへの出席者について、令和6（2024）年5月27日（月）正午までに、下記アドレス宛てメールにて報告すること。
E-mail：kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp
- ・ 指定時間に遅れた場合又はヒアリングに参加しなかった場合は、審査対象としない。
- ・ ヒアリングは、非公開とする。

- ・ ヒアリングでは、主要な内容やPRポイントなどを簡潔に説明すること。
- ・ 応募者が多数の場合は、上記ウ「ヒアリングの所要時間」を変更する場合がある。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約の相手方候補の名称等を栃木県ホームページで公開する。

6 失格事由

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本要領に違反すると認められる場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 契約の締結

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と契約締結の協議を行うものとする。
- (2) 本プロポーザルは、応募者の企画力、業務遂行能力等を審査するものであることから、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。このため、4(5)ア(オ)記載の見積書については、作業項目ごとに積算内訳を記載することとし、契約金額については、双方協議の上、決定するものとする。
- (3) 契約の協議が調わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。
- (4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出及びヒアリングに係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

- (2) 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- (3) プロポーザル及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (4) 契約候補者の企画提案書等の著作権は、契約締結時点で栃木県に帰属する。
- (5) 参加申込書の提出後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を持参又は郵送により提出すること。
- (6) 企画提案書等に、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は、参加者が行うとともに、その使用に係る経費は見積額に計上すること。
- (7) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。
なお、委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するにあたり、制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (8) プロポーザルへの参加により栃木県等から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後についても同様とする。

附則

この要領は、令和6（2024）年4月26日から施行し、委託業務の契約を締結した翌日にその効力を失う。